事例❹

歯科

13歳の患者に対するフッ化物洗口指導による指導管理に係る加算の算定について

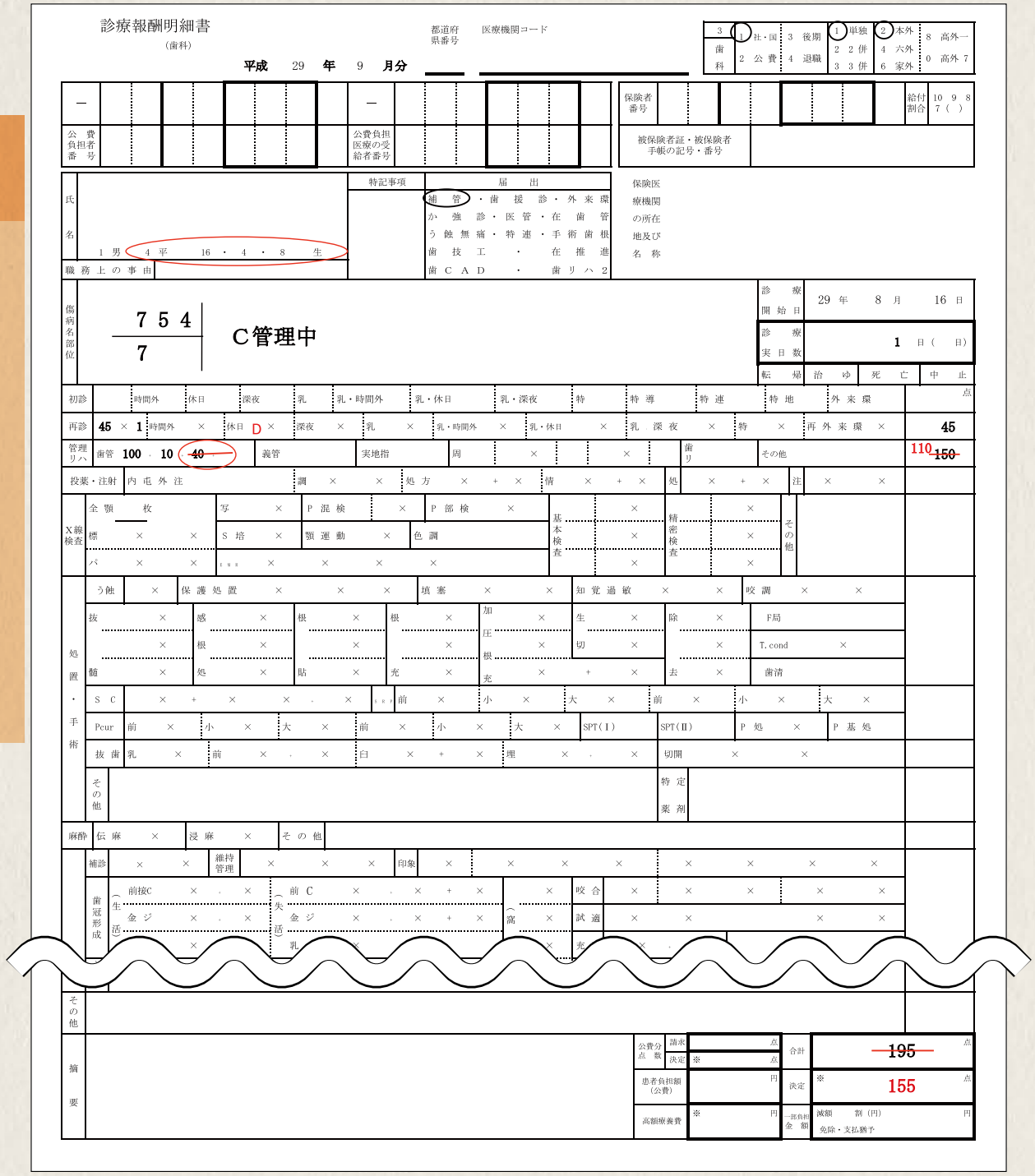

フッ化物洗口指導による指導管理に係る加算の算定については、平成28年3月4日付け厚生労働省告示第52号において、次のように示されています。

【告示　平成28年3月4日付け厚生労働省告示第52号】

別表第二
歯科診療報酬点数表
第2章　特掲診療料
第1部　医学管理等
B000-4　歯科疾患管理料
注8　13歳未満のう蝕に罹患している患者であって、う蝕多発傾向にあり、う蝕に対する歯冠修復終了後もう蝕活動性が高く、継続的な指導管理が必要なもの（以下「う蝕多発傾向者」という。）のうち、4歳以上のう蝕多発傾向者又はその家族等に対して、当該患者の療養を主として担う歯科医師（以下「主治の歯科医師」という。）又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物洗口に係る薬液の取扱い及び洗口法に関する指導を行った場合は、歯科疾患管理の実施期間中に患者1人につき1回を限度として40点を所定点数に加算する。ただし、区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料を算定している患者については、当該加算は算定できない。

本事例については、13歳の患者にフッ化物洗口指導による指導管理に係る加算が算定されています。平成28年3月4日付け厚生労働省告示第52号に「13歳未満のう蝕に罹患している患者であって（略）」と示されていることから、フッ化物洗口指導による指導管理に係る加算の算定はできませんのでご留意ください。